

設計者・施工者の皆様へ

2025年4月1日から 木造戸建て住宅の 使用制限が変わります

木造戸建住宅を建築する場合の建築確認手続きが見直されます。審査省略制度（いわゆる「4号特例」）の範囲が縮小され、**改正後の新2号建築物は使用制限が適用**されます。

検査済証が交付されるまでは建築物
を使用できません。

